

第23期 第12回 農業委員会総会審議結果

開催日時	平成30年6月28日(木曜日) 午後2時00分～午後2時50分				
開催場所	苫小牧市役所第二庁舎 2階北会議室				
出席委員	山内 幸子	丹羽 秀則	中岡 亮太	今泉 宏治	及川 末男
	五十嵐 堅司	野村 真理子		計 7名	
欠席委員					
議事録署名委員	野村 真理子	山内 幸子			

審議内容

報告第1号 現況証明願いの専決処分について

所在・地番	公簿地目	農地台帳地目	面積(m ²)	申請者(所有者)	願出理由	調査結果	確認委員
字勇払 149番10	原野	登録なし	334,200	■■■郡■■■町■■■ ■丁目■■番■■号 (株)■■■■■■■■ 代表取締役 ■■ ■■ (■■都■区■■) ■丁目■■番■■号 ■■■■■(株) 代表取締役社長 ■■ ■■	砂利採取申請の為	農地・採草放牧地以外	農業委員 今泉 宏治
149番32	原野	登録なし	122,655				推進委員
149番33	雑種地	登録なし	71,110				寒河江 一富
149番34	原野	登録なし	107,793				早勢 光明
150番1	原野	登録なし	3,216				
149番7	原野	登録なし	225,575				

審議結果 原案承認

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について 報告第2号-1 (賃貸借の合意解約)

土地の表示				貸人の住所 氏名	借人の住所 氏名
所在・地番	地目		面積(m ²)		
	公簿	現況			
字樽前 96番18の内	用悪水路	畑	1,783 m ² の内 829 m ²	■■■■市字■■■ ■■■■番地 ■■■■■■ ■■■■■■ ■■■■■■	■■■■市■■■町 ■丁目■■番■■号 (株)■■■ 代表取締役 ■■■■■■
字樽前 316番の内	牧場	畑	22,998 m ² の内 5,117 m ²		
字樽前 318番の内	畑	畑	17,497 m ² の内 3,398 m ²		
字樽前 320番3の内	畑	畑	763 m ² の内 398 m ²		
字樽前 366番37	畑	畑	258 m ²		
			(計 10,000 m ²)		
契約内容	契約年月日		契約期間	合意解約日	土地引渡日
基盤強化促進法 H29年7月(賃貸借)	H29年7月1日		始期 H29年7月1日 終期 H34年6月30日	H30年5月30日	H30年6月1日

審議結果 原案承認

報告第2号-2 (使用貸借の合意解約)

土地の表示			貸人の住所 氏 名	借人の住所 氏 名	
所在・地番	地 目				面積 (㎡)
	公簿	現況			
字錦岡332番119の内 字錦岡332番120の内	原野 原野	畑 畑	4,063㎡の内 678㎡ 5,297㎡の内3,222㎡ (計 3,900㎡)	■■■■市字■■■ ■■■■番地■■■■ (株)■■■■ 代表取締役 ■■ ■■■■	■■■■市字■■■ ■■■■番地■■■■ (株)■■■■■■■■■■ 代表取締役 ■■ ■■■■
契約内容	契約年月日	契約期間	合意解約日	土地引渡日	
基盤強化促進法 H29年10月 (使用貸借)	H29年10月1日	始期 H29年10月1日 終期 H34年9月30日	H30年6月5日	H30年6月30日	

審議結果 原案承認

議案第1号 現況証明願いの下附について

所在・地番	公簿地目	農地台帳地目	面積(㎡)	申請者(所有者)	願出理由	調査結果	調査委員
字錦岡 523番11 523番20 524番11	牧場 畑 牧場	登録なし 登録なし 登録なし	15,222 4,175 2,649	■■■■市■■■■町 ■丁目■■番■号 行政書士■■■■■ ■■■■事務所 ■■ ■■■ (■■■■市■■■■町 ■丁目■■番■号 ■■ ■■■)	地目変更のため	農地・採草 放牧地以外	農業委員 及川 末男 推進委員 黒坂 章 羽原 吉一 山本 まり子

審議結果 原案可決

議案第2号 農地所有適格法人要件の確認について

農地所有適格法人名	確認要件			
	法人形態要件	事業要件	構成員要件	業務執行役員要件
(有)■■■■■■■■■■■■■■■	⓪・否	⓪・否	⓪・否	⓪・否
(株)■■■■■■■■■■■■■	⓪・否	⓪・否	⓪・否	⓪・否

※ 農地所有適格法人確認書は別紙 1

審議結果 原案可決

議案第3号 農用地利用状況報告について
 農業経営基盤強化促進法施行細則第16条の2の規定による報告

利用権設定を受けた者の氏名等	有限会社 ■■■■■■			
農用地等の面積 (第16条の2第1項2号)	権利設定		農用地等の面積(m ²)	
	賃貸借		138,248	
耕作の状況 (第16条の2第1項3号)	作物の種類	作付面積(m ²)	生産量(m ²)	反収(m ² /10a)
	芝生	58,000	54,828	945
	芝生	80,248	0	0
	計	138,248	54,828	397
周辺の農用地に及ぼしている影響 (第16条の2第1項4号)	なし			
地域農業との役割分担の状況 (第16条の2第1項5号)	なし			
添付資料 (第16条の2第2項)	なし			

※ 確認書は別紙 2

審議結果	原案可決
------	------

議案第4号 特定農地貸付けの変更承認申請及び当該地の農地認定について

所在・地番	公簿		農地台帳(変更前)		農地台帳(変更後)	
	地目	面積(m ²)	地目	面積(m ²)	地目	面積(m ²)
字沼ノ端 42 番地 32 の内	原野	24,162	畑	2,352	畑	8,094
変更内容	苫小牧市沼ノ端農園の農地面積変更					
変更理由	ウトナイ農園廃止に伴う沼ノ端農園の区画増設のため					

※ 確認書は別紙 3

審議結果	原案可決
------	------

議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について
 (使用貸借による権利の設定)

土地の表示			貸人の状況			
所在・地番	地目		面積 (㎡)	住所・氏名	農業従事者	経営面積 (㎡)
	公簿	現況				
字錦岡 332番119の内 332番120の内	原野 原野	畑 畑	678 3,222 (計3,900)	■■■■市字■■■ ■■■■番地■■■■ (株)■■■■ 代表取締役 ■■ ■■■■	—	—
借人の状況						
住所・氏名	農業従事者	経営面積	大農機具及び自家労働力 以外の労働力		経営作物	
■■■■市字■■■ ■■■■番地■■■■ (株)■■■■■■■■■■ 代表取締役 ■■ ■■■■	1	3,900 (農用地利用集積計画に よる使用貸借で H30年6月30日まで)	トラクター 1台 耕運機 1台 農機具一式 一式		トマト 一般野菜	
申請理由及び契約の内容						
申請理由・・・当該地を農用地利用集積計画で貸借していたが、当該地が市街化区域内にあり 利用権設定事業の対象にならない事が判明した為、農地法第3条による貸借に 切り替える 契約の内容・・・使用貸借 引渡時期・・・平成30年7月1日						

※ 確認書は別紙 4

審議結果	原案可決
------	------

議案第6号 農用地利用集積計画の策定について
(賃貸借による権利の設定)

整理 番号	30-9	利用権の設定を受ける者		住 所	■■■市■■■町■■丁目■■番■■号
				氏名又は名称	■■ ■■
		利用権を設定する者		住 所	■■■市字■■■■■■番地■■
				氏名又は名称	■■ ■■
利用権を設定する土地				設定する利用権	
所 在	地 番	現況 地目	面 積(m ²)	利用権の種類	内 容
苫小牧市 字樽前	200番3の内 200番22の内	畑 畑	2,439 m ² の内 1,740 m ² 5,919 m ² の内 4,460 m ² (計 6,200 m ²)	賃借権	普通畑
設定する利用権				利用権設定等促進 事業の実施により 成立する利用権の 設定等に係る当事 者間の法律関係	
始 期		終 期		借 賃(円)	借賃の支払方法
平成30年7月1日		平成38年6月30日		■■■■円/年 (■■■■円/10a)	毎年7月末迄 に■■氏に 直接支払い
				賃貸借	

利用権の設定を受ける者の農業経営の状況等

氏 名 又 は 名 称		性別	年齢	農作業従事日数			
■■ ■■		男	47	365日			
設定を受ける土地の面積(m ²)		現に耕作又は養畜の事業に供して いる農用地の面積(m ²)		主たる経営作目			
農 地	6,200	農 地	-	ベビーリーフ			
そ の 他	-						
世帯員(構成員)の農作業従事及び 雇用労働力の状況			主な家畜の飼養状況		主な農機具の所有状況		
世帯員 (構成員)	農業従事者 (内15歳以上60歳未満の者)		雇 用 労 働 力 (年間延日数)	種 類	数 量	種 類	数 量
男	1人	農業専従者	2人 (人)	-	-	農機具	一式
		農業 補助者	主として 農業に従 事する者				
女	1人	従として 農業に従 事する者	(人)				

※農業経営基盤強化促進法第18条調査書は別紙 5

審議結果	原案可決
------	------

その他

(1) 農地法第5条の規定による一時転用事業の完了について

許可番号 平成29年5月25日付け苦農委第1号指令

土地の貸主 ■■郡■■■町■■■■■■■■番地■ ■■ ■■

土地の借主 ■■郡■■■町■■■丁目■番地
株式会社 ■■ 代表取締役 ■■ ■■

土地の所在 字樽前69番1の内 外3筆 (合計25,920㎡)

転用の目的 砂利採取

転用の期間 平成29年5月25日～平成30年5月24日

事業の完了 平成30年5月11日

完了の確認 平成30年6月14日

確認委員 農業委員：及川委員
推進委員：黒坂委員、羽原委員、山本委員

(2) 第23期第13回農業委員会総会の開催について

7月30日(月) 午後2時から開催。

農地所有適格法人要件確認書

法人の名称:

主たる事務所の所在地:

記載年月日(総会承認日)		平成28年5月30日	平成29年6月30日	平成30年6月28日
報告受理日		平成28年4月21日	平成29年5月30日	平成30年5月28日
経営面積 (ha)	田			
	畑	12.3	12.3	12.3
	採草放牧地			
法人形態		有限会社	有限会社	有限会社
要件の適否		○適・否	○適・否	○適・否
事業 の 種類	農畜産物名	軽種馬育成	軽種馬育成	軽種馬育成
	関連事業等名			
	その他事業名			
売上高 (円)	農 業	前々回報告		
		前回報告		
		報告 合計		
	そ の 他 事 業	前々回報告		
		前回報告		
		報告 合計		
		要件の適否	○適・否	○適・否
構 成 員 数	総数	2人(300)	2人(300)	2人(300)
	農地提供者 ①			
	農業常時従事者 ②	2人(300)	2人(300)	2人(300)
	農作業委託者 ③			
	農地中間管理機構 ④			
	市町村・農業協同組合等 ⑤			
	承認会社 (投資円滑化法第10条) ⑥			
	議決権の状況 (うち市町村・農業協同組合系統 の有する議決権)	()	()	()
①～⑥以外の者 ⑦				
要件の適否		○適・否	○適・否	○適・否
農業・ 農作業 従事 の 状 況	理事等の総数	2人	2人	2人
	うち農業に常時従事する 構成員数 ⑧	2人	2人	2人
	うち農業に常時従事し、かつ 農作業に従事する者の数 ⑨	2人	2人	2人
	(⑨が「0人」の場合) 農業に常時従事し、かつ、農作 業に従事する重要な使用人の有 無	有・無	有・無	有・無
	要件の適否	○適・否	○適・否	○適・否
要件を満たさなくなるおそれがある事実 関係(勧告した場合には、翌年に是正状 況等を記載する)				
備考				

農業経営基盤強化促進法第20条の2第1項 確認書

第23期第12回農業委員会総会 議案第3号

借借人：(有)■■■■■■■■ 取締役 ■■■■■■		貸貸人： 28-6 ■■ ■■ 28-7 ■■ ■	作成者： ■■ ■■
法20条の2条項		判断理由	不許可に該当
第1項第1号 (地域との調和・影響)	・その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。	事実はない。	しない
第1項第2号 (継続的安定的農業経営)	・地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。	労働力が確保され、農地を利用している。	しない
第1項第3号 (法人の場合の常時従事)	・その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。 ※常時従事 : 150日以上 農業従事 : 農作業以外の企画管理を含む	業務執行役員1名のうち1名が常時従事している。	しない

参考

農地法第3条第2項第1号(権利移動の許可要件)	判断理由	取消しに該当
全部効率利用要件 農地の権利を取得しようとする者またはその世帯員等が権利を有している農地および許可申請に係る農地のすべてについて、効率的に利用して耕作の事業を行うと認められること。	すべての農地を効率的に利用している。	しない

特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律に基づく
「特定農地貸付けの承認（変更）申請」の要件確認書

第23期第12回農業委員会総会 議案第4号 受付番号 番

申請人 苦小牧市長 岩倉 博文		作成者 ■■ ■■
条 項	判断の理由	許可に 該当
第2条第2項第1号	10アール未満の農地の貸付けで、相当数の者を対象として定型的な条件で行われるものである。	する
第2条第2項第2号	営利を目的としない農作物の栽培の用に供するための農地の貸付けである。	する
第2条第2項第2号	5年を超えない農地の貸付けである。	する
第3条第3項第1号	周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用を確保する見地からみて、適切な位置にあり、かつ、妥当な規模を超えないものである。	する
第3条第3項第2号	特定農地貸付けを受ける者の募集及び選考の方法が公平かつ適正なものである。	する
第3条第3項第3号	農地の貸付け期間その他条件、農地の適切な利用を確保するための方法が、特定農地貸付けの適正かつ円滑な実施を確保するために有効かつ適切なものである。	する
第3条第3項第4号	農地が所有権以外の権原に基づいて耕作の事業に供されているものでない。	する

農地法第3条調査書

第23期第12回農業委員会 議案第5号 受付番号 番

(所有権移転・賃借権設定・~~使用貸借権設定~~)

譲受(借)人：(株)■■■■■■■■■■	譲渡(貸)人：(株)■■■■	作成者：■■ ■■
	判断の理由	不許可に 該当
第2項第1号 (全部効率利用)	・借人は、農地所有適格法人であり、耕作の事業の実績があり、今後の営農計画からみても、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用出来るものと見込まれる。	しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	・借人は農地所有適格法人であり、適用なし。	しない
第2項第3号(信託)	・信託ではないので適用なし。	しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	・借人は、農地所有適格法人としての要件を全て満たした法人であり、従事者が農業及び農作業を行う必要がある日数について要件に定めるとおり従事すると認められる。	しない
第2項第5号 (下限面積)	・借人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積30aを超える。	しない
第2項第6号 (転貸禁止)	・許可申請に係る農地は貸人の所有地であり転貸には当たらない。	しない
第2項第7号 (地域調和)	・申請地ではこれまで借人がトマトやピーマンなどの栽培を行っていて、権利取得後も同様にトマト、ピーマンなどの栽培を行う計画であることから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に変更は生じないものと考えられる。 なお、以前、事務局と農業委員・推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	しない

◎農地所有適格法人要件(農地法第2条第3項)

要件	判断の理由	適否
形態要件	会社法人(株式会社)であり、株式の全部について譲渡制限を設けている。(定款)	適
事業要件	主たる事業が農業である。(定款)	適
構成員要件	構成員は、常時従事する個人は1人である。	適
役員要件	役員1名のうち1名が構成員であり、常時農業に従事(年間150日以上)すると見込まれる。	適

農業経営基盤強化促進法第18条 調査書

第23期第12回農業委員会総会 議案第6号 受付番号 番
 (利用権の設定：賃貸借権設定)

譲受(借)人： ■■ ■■	譲渡(貸)人： ■■ ■■	作成者： ■■ ■■
法18条の条項	判断の理由	不許可に該当
第2項第6号 (解除条件)	・借人は、農業常時従事者の個人である。	適応なし
第3項第2号イ (全部効率利用)	・当該地において耕作(ハウス栽培)の事業の実績があり、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できると見込まれる。	しない
第3項第2号ロ (農作業常時従事)	・借人は、本市において畑作経営(ハウス栽培)の実績があり、農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる	しない
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)	・第2項第6号に規定する者でない。	しない
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)	・第2項第6号に規定する法人でない。	しない
第3項第4号 (権利を有する者の同意)	・利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受(借)人と譲渡(貸)人並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者はいない。	適応なし